

地域の農地を守る新たな選択肢 — 「地域まるっと中間管理方式」とは？ —



令和5年12月14日

魅力ある地域づくり研究所 代表 可知祐一郎

守るべき農地とは？

集落が農の営みを諦めた時、その集落は消滅に向かう

耕作放棄地が増えると、気持ちも沈んでくる

基本的には
農振農用地

地域が決める

実際は、地域ごとに異なる

例えば

農業利用か保全・林地化に区分け

中山間地域等直接支払の対象農地を守る

多面的機能支払の対象農地を守る

基盤整備した農地を守る


地域計画はラストチャンスかも！

- 本質は、「策定作業(地域での話合い)を通じて、地域の人たちが地域の将来を考える機運を創り出すこと。そして、具体的な行動を起こすこと」にある
- 守るべき農地→現況把握→10年後を思い描く
- 担い手が十分確保 → 集約化(ゾーニング)
- 耕作者がいない農地→受け皿が必要との共通認識
- 決められなければ、ブランク(白地)でもいいが・・・
- 受け皿づくりの検討を進める → 随時更新

地域受け皿経営体育成協力金(R6新規予算)

- 担い手の高齢化と農業労働力不足を考えると、今回がラストチャンスかも！ 目指すべき将来の姿を描き、新たなチャレンジを始める「次の一歩」を！

みんなの想いを叶えるシステムは？

出し手農家	受け手がいる 	担い手へ集積
	受け手がない	どうするか
自作希望農家	経営コストを示すなどして、担い手への貸し出しを勧める	推奨しない※ 自作希望農家は、農地・農業との関係を持ち続ける重要な存在。地域の守るべき農地を守る一員（受け手）
	できるうちは営農を続けてもらう	できなくなったらどうするか

※ その解決策となり得る「地域まるっと中間管理方式」を紹介

「地域まるっと中間管理方式」とは？

- 守るべき農地を丸ごと農地中間管理事業を活用して守る方式

進め方は次のとおり

- ①集落等を範囲として非営利型一般社団法人を設立し、担い手・自作希望・出し手みんなが会員となる
- ②地域のすべての農地を農地バンクを經由して一般社団法人が丸ごと借受
- ③まだ耕作できる自作希望農家とは特定農作業受委託契約を締結し、従来どおり耕作を続けてもらう
- ④耕作できなくなったら、一般社団法人が直接経営する

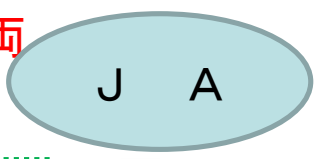
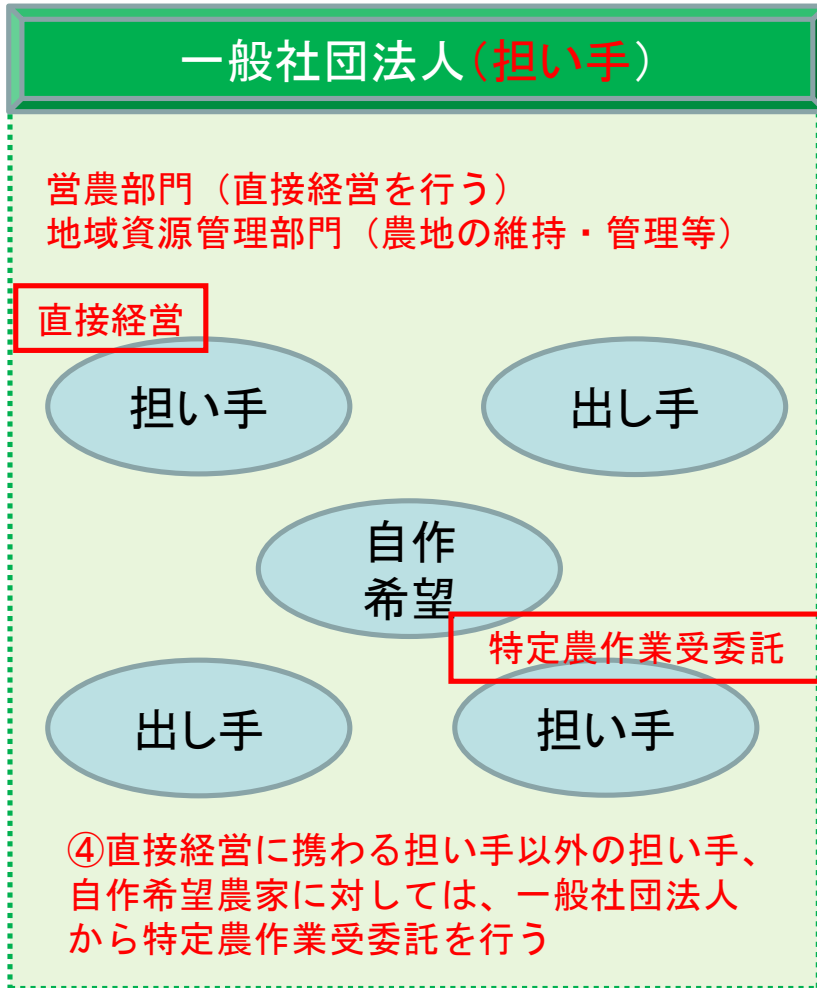
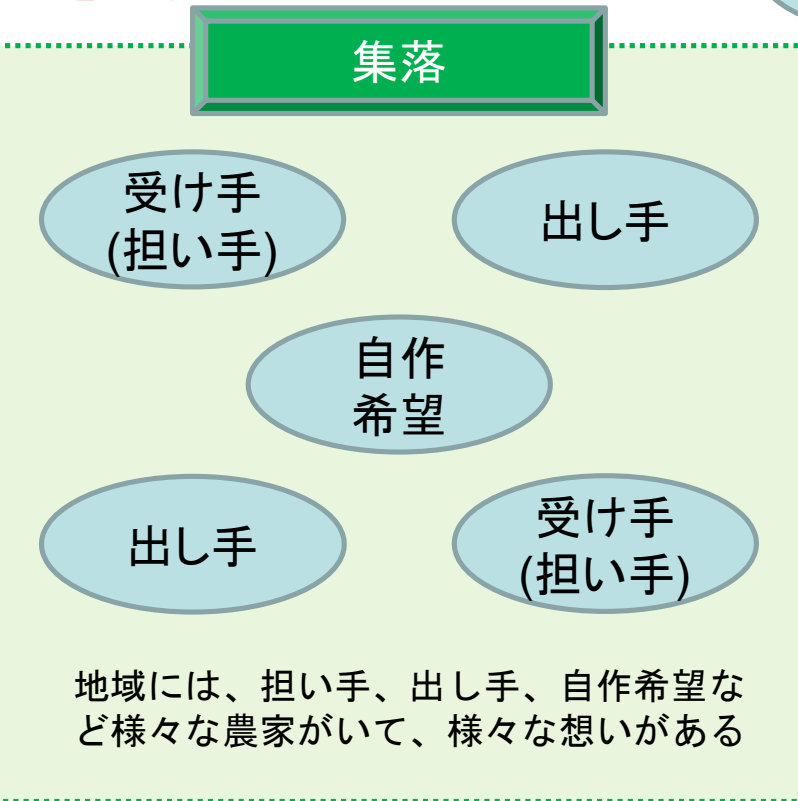
地域まるっと中間管理方式のメリット

- 担い手同士及び自作希望農家が共存できる。それは、**特定農作業受委託方式**をとることにより成り立つ
- 中山間地域等直接支払、多面的機能支払等の取組の受け皿になる
- 設立が簡便
- **機構集積協力金等は非課税**（収益事業以外は非課税）
- 事業の制限がないので、商工業者も加入できる。定款に位置付ければ基金出資も受けられる。

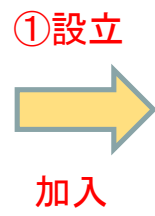
総合的に地域づくりに取り組みたい地域に適した方式

地域まるっと中間管理方式の仕組み

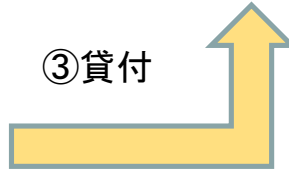
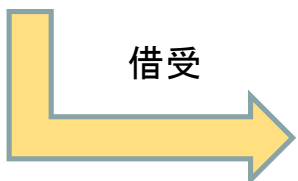
一般社団法人（非営利型）を設立し、
営農部門（直接経営）と地域資源管理部門（農地の維持・管理等）の両方を担う方式



できれば加入



②出し手は勿論、担い手も自作希望農家も地域のすべての農地を農地バンクに貸し出す



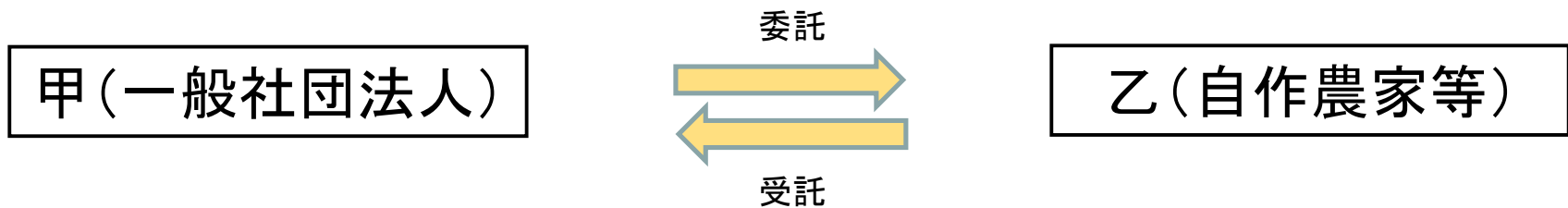
機構集積協力金

特定農作業受委託とは？

農作業を委託することを約した契約であり、

- ①受託者が農産物の生産のために必要な基幹的な作業を行うこと
- ②生産した農産物を受託者の名義で販売できること
- ③その販売による収入の程度に応じ、その収入を農作業及び販売の受託の対価として充当すること

→ 契約を締結すると、**販売権は受託者**にある



一般社団法人は受託者から一定額を徴収し、徴収した一定額は、農地バンクへ支払う賃料に充当される

基幹的な作業
稲：耕起・代かき、田植、収穫・脱穀
麦・大豆：耕起・整地、播種、収穫
その他の作目：稲、麦、大豆に準ずる作業

農業は収益事業ではない！

法人税法上の収益事業とは次の34事業で、継続して事業場を設けて行われるもの（法人税法施行令第5条第1項）

物品販売業 ^⑨	不動産販売業	金銭貸付業	物品貸付業	不動産貸付業
製造業	通信業	運送業	倉庫業	請負業
印刷業	出版業	写真業	席貸業	旅館業
料理店業その他の飲食店業	周旋業	代理業	仲立業	問屋業
鉱業	土石採取業	浴場業	理容業	美容業
興行業	遊技所業	遊覧所業	医療保健業	技芸教授業
駐車場業	信用保証業	無体財産権の提供等を行う事業	労働者派遣業	

⑨物品販売業には、公益法人等が自己の栽培等により取得した農産物等をそのまま又は加工を加えた上で直接不特定又は多数の者に販売する行為が含まれるが、**当該農産物等（出荷のために最小限必要とされる簡易な加工を加えたものを含む。）を特定の集荷業者等に売り渡すだけの行為は、これに該当しない。**（法人税法基本通達第15条第1項第9号）

一般社団法人押井営農組合

押井営農組合(集落営農組織)

設立:H23. 12

(集落の農地を地域で守る意識の高まり)

農地面積:田7.6ha(うち5haで米を栽培)

組合員:27戸(すべての地権者が加入)

農業機械:共同利用

機械作業担い手:3人(1ターン1人含む)

法人化

加入

取組の経過

- ・H12年度から中山間直接支払の取組を開始
- ・数年前から法人化を構想
- ・一般社団法人おいでん・さんそんの運営
若い1ターン者が移住
- ・機械作業やライスセンター作業も、1ターン者の
季節労働が主流になりつつある

地域まるっとを選択した理由

- ・山村集落を守る想いを共有する人の集まり
- ・中山間、多面的等取組を一体的に運営できる
(会計を区分して運営)
- ・馴染みがある

一般社団法人押井営農組合

合意形成:H30. 12. 22

(押井営農組合総会で承認)

定款認証&設立:H31. 1. 8

借受希望者:H31. 1. 28(応募)

H31. 2. 1(リスト公表)

経営改善計画認定:H31. 2. 22

集積計画&配分計画:R1. 12. 4公告

機構事業で農地集積・集約化

担い手

直接経営

自分でできない作業は法人に委託

自作希望

特定農作業受委託

自作希望

特徴

- ・直接経営の主な収入は農作業料金
- ・この方式でないと法人経営が赤字
- ・「集落の農地は自分たちで守る」の思い
- ・中山間地域の一つのモデル

生産者と消費者がつながり双方が豊かになる

「源流米ミネアサヒCSAプロジェクト」

押井の里のメリット

- 「農の営み」が続き農地が守られる
 - 集落が消滅の危機から救われる
 - 「関係人口」が生まれ暮らしが楽しくなる
- etc.

「米の自給家族」

栽培経費（1俵3万円）を負担する「米の自給家族」を提唱（自給家族R2.12.10商標登録）

押井の里家族
（営農組合）

WIN-WINの関係

新しい家族
（契約者）

親戚の米を少し多めに作るようなもの

一つの家族となって、自分たちが食べる安全で美味しいお米を自給します

新しい家族のメリット

- 安全で美味しいお米が確保できる
 - 地球や人に優しい消費に貢献できる
 - 自然や人の温もりを感じ暮らしが楽しくなる
- etc.

少し横着な「棚田オーナー」のようなもの

一般社団法人里地里山ネット漆立

紫波町漆立地区の概要

紫波町の西部に位置する中山間地域
農家:40戸 農業就業人口:54名
(うち認定農業者2名) 半数が65歳以上
農地面積:60ha (うち水田:52ha)
兼業農家が多く、水稻を中心に野菜などを栽培
H18 漆立集落営農組合設立
経理の一元化、一元販売
H19 漆立れいすいの里を守る会設立
(農地・水・環境保全事業)

課題と取組経過

- ・令和元年10月、大規模水稻経営者が急逝したことがきっかけで、地域農業の将来を考える機運
- ・漆立集落営農組合の組合長が役場に相談し、「地域まるっと中間管理方式」を紹介された
- ・令和元年12月 法人化説明会
メリットを説明し、多くの農家がすぐに受入
- ・令和2年2月 説明会
法人設立同意書、農地貸出同意書集約
- ・令和2年7月 説明会
農地バンクへの農用地貸出希望申込書集約

ポイント

里地里山ネット漆立の概要

- R2. 8 設立(東北地方初)
漆立集落営農組合を発展的に改組
会員 42名
代表理事 漆澤 清孝氏(集落営農組合長)
集積面積 46.2ha
地域集積協力金 約1千万円
中山間地域等直接支払交付金の受け皿
R2. 12 特定農業法人の認定(全国初)
(認定農業者とみなされる)
R3. 2 各農家と農地バンクが賃貸借契約
R3. 4 営農開始
R3. 9 指定棚田地域活動計画認定

①農業経営基盤強化促進法第23条を活用した全国初の事例

地権者の3分の2以上が構成員となっている漆立農用地利用改善組合が特定農用地利用規程を定め、一般社団法人を特定農業法人に位置づけ、町から認定を受けた

②紫波町は、農地有効活用リーディングプロジェクトの1つに、「地域の農地を一元的に管理する一般社団法人の設立」を位置づけ、普及を目指している

一般社団法人TARI

日南町多里地区の概要

鳥取県の最西南部に位置する日南町の中でも最西南にある中山間地域
人口減少、担い手不足から自治会組織を広域化し、4自治会を統合(盆踊り、神事等)
農業も4集落を1つとして考える

鳥取県農地バンクからの農地借受事業

地域資源保全事業

農業経営事業

農作業受委託事業

産業用ドローンを用いた空撮、病虫害防除

農業施設、機械などの整備、購入

鳥獣害対策

中山間地域等直接支払交付金事業

多面的機能支払交付金事業

農産物加工・販売事業

農泊・民泊事業

農業後継者確保のためのI・J・Uターン事業

その他法人の目的達成に必要な事業

取組経過

人・農地プランの話し合いを3～4年続け、法人や担い手への集積を模索したが、まとまらず

R2. 3 一般社団法人押井宮農組合を視察

R2. 12 一般社団法人TARI設立
(設立時社員5名)

R3. 1 70. 4ha集積(地域内農地の約8割)

令和4年度は、赤色で示した5事業(交付金事業を1事業として)に取り組んだ

地域の想い

地域の維持が一番

担い手だけでは農地を守れない

自作希望農家を含め多くの協力が必要

ポイント

①新規参入者が代表理事

②Uターン女性を事務員として雇用し、交付金事務を行う(集落支援員制度を活用)

③地域集積協力金は次世代の担い手、後継者の育成と共同利用機械の購入原資にのみ充当

一般社団法人大野もっこりの郷

西和賀町大野地区の概要

岩手県西部に位置し、秋田県との県境にある豪雪地帯

世帯数:42世帯 人口:137人

高齢化率:49.6% 農地面積:約80ha

大野集落営農組合(任意組合)が約33ha、2つの法人(有限会社)が約17haを耕作

大野集落営農組合の概要

H16 設立

H21 大豆栽培に挑戦(クボタの大豆プロジェクトの実証地域に選ばれ、反収250kg)

H22 本格的に営農開始 8ha
(そば5.3ha、大豆2.2ha等)

R3 33ha(そば15ha、大豆9.3ha等)
まちづくり、6次産業化、交流人口の拡大等

大野区(行政区)

エリアが同じ

大野集落営農組合
大野集落協定推進組合
大野農地水環境保全会

課題と取組経過

任意組合のままでは機械を所有できない
機械化を進める上で組合の法人化が課題であった
農事組合法人や株式会社についてもいろいろと検討してきたが、上手く折り合わず、「地域まるっと中間管理方式」に至った

R2.12 組合長から現地指導の協力要請

R3.7 現地を訪問し、集落での研修会で講演
定款作成、農地集積の進め方に助言

R3.9.10 設立

一般社団法人大野もっこりの郷

62ha
集積

- ①集落維持のための組織
- ②行政区と1:1で対応
- ③中山間地域等直接支払、多面的機能支払の一体的運用

こうすれば一般社団法人の経営は成り立つ

一般社団法人の事業

農地バンクからの農地借受事業
地域資源(農地)管理事業(非課税)
農業経営事業(収益事業と想定)
特定農作業受委託事業
(法人の事業会計には含まれない)
中山間地域等直接支払交付金事業(非課税)
多面的機能支払交付金事業(非課税)
前各号に付帯又は関連する一切の事業
その他当法人の目的達成に必要な事業

Q: 役員、従業員の報酬・給料をどう確保するか
A: 農業経営事業会計では、収益(販売収入、農作業料金等)から生産費等を差し引いた分が報酬・給料となる →

ポイント3: 有利販売、再生産価格での買い支え、地域ブランドの創出等を行う

この給料で不足する場合は、多業で生計を立てる半農半Xの提案(Xは買い物支援、移動支援、高齢者福祉など地域内にある農業以外の仕事)

ポイント1: 中山間、多面的活動を一体的に運営

Q: 誰が事務を担い、その手当では?

A: ポイント2: 新規就農者が事務を担い、各事業会計から給料手当を確保(横串にさすイメージ)
地域資源管理事業では機構集積協力金が原資となる(会費、基金も可)
先行事例の多くは役員が担っている。中山間・多面的交付金事務を引き受け、Uターン者を雇用した事例もある(集落支援員制度を活用)

Q: 担い手はどう関わればいいのか

A: 担い手のうち誰か1名が直接経営に携わって、新規就農者の育成指導に当たり、ともに直接経営を担う姿を想定

まとめ

新規就農者は農業経営、地域資源管理、中山間、多面的、集落営農活性化プロジェクトから給料を確保。不足の場合は農業以外の仕事で補う

認定新規就農者の所得目標 250万円以上

まとめ（本日の講演のポイント）

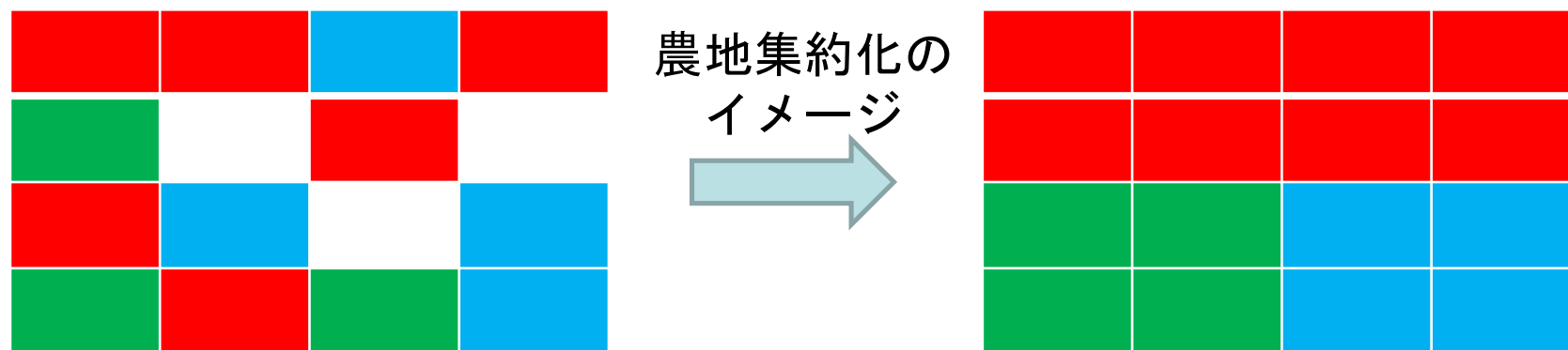
- まるっと方式のメリット、仕組み、先行事例を紹介
- **まだ耕作できる自作希望農家とは特定農作業受委託契約を締結し、従来どおり耕作を続けてもらう**
- 総合的に地域づくりに取り組みたい地域に最適
- **非営利型一般社団法人は農村RMOになり得る**
- 新規就農者は農業経営、地域資源管理、中山間、多面的等から給料を確保。不足の場合は農業以外の仕事で補う（地域おこし協力隊、集落支援員も検討）



參考資料

ウィンウィンの農地利用（農地の集約化）

○農地中間管理事業は、知事が認可した公的機関である農地中間管理機構（農地バンク）が、農地を貸したい農家から農地を借り受け、規模拡大を図る農家にまとめて転貸する仕組み



○担い手（受け手）の思い

- ・ 効率的安定的な経営の確立
- ・ 規模拡大
- ・ 農地の集約化（分散錯圃の解消）
- ・ 農地、水路、農道などの地域資源の保全管理に対する負担の増加を懸念

地域集積協力金の活用

交付要件:いずれか一方を満たすこと

(1)以下の①・②のいずれか一方を満たすこと

①交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積されること

②地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上(中山間地域及び樹園地は0.5ha以上)の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること

(2)交付単価区分1の地域にあっては、農地バンクへの貸付総面積に占める1ha以上(中山間地域は0.5ha以上)の団地面積が10%以上であること

	農地バンクの活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
区分3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a
区分4	80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a
区分5		80%超	3.4万円/10a

○農地バンクの活用率

$\frac{\text{農地バンクへの貸付総面積(累積)}}{\text{地域の農地面積}}$

○交付対象面積は、農地バンクへの貸付面積&農作業受託面積

○中山間地域は、農林統計上の中間農業地域又は山間農業地域(旧市区町村別)等

- ・地域計画を策定した区域、協議の場を設置した区域等が対象
- ・貸付期間が6年未満の農地は交付対象外(農地バンクの活用率の算定には加算)
- ・農作業受託の場合は、基幹3作業を10年以上、交付単価は1/2

集約化奨励金の活用

交付要件: 翌々年度までに満たすこと

地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上(中山間地域及び樹園地は0.5ha以上)の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること

交付単価表

	地域の団地面積の割合	交付単価 (農作業受委託)
区分1	10ポイント以上増加	1.0万円/10a (0.5万円/10a)
区分2	20ポイント以上増加	3.0万円/10a (1.5万円/10a)
	既に30%以上の地域は1団地当たりの平均面積が1.5倍以上	

交付対象面積: 以下により新たに団地化(増加)した面積

- ・農地バンクからの転貸面積
- ・農地バンクを通じた農作業受託面積(基幹3作業以上)
- ・同一年度内で「地域集積協力金」との重複交付が可能
- ・過去に「地域集積協力金(集約化タイプ)」の交付を受けた農地は対象外

10年後の担い手は大丈夫？

- 5年後なら、今のままでも何とか繋いでいける
- しかし、**10年後は厳しい！**
- そんな地域が多い！！
- どうすればいいのか



**新規就農者を呼び
込むしか方法はない**



受け皿づくりが必要



田園回帰の波をどう生かすか

地域の課題と方向性

マッチング

田園回帰の波

担い手の高齢化と農業労働力不足

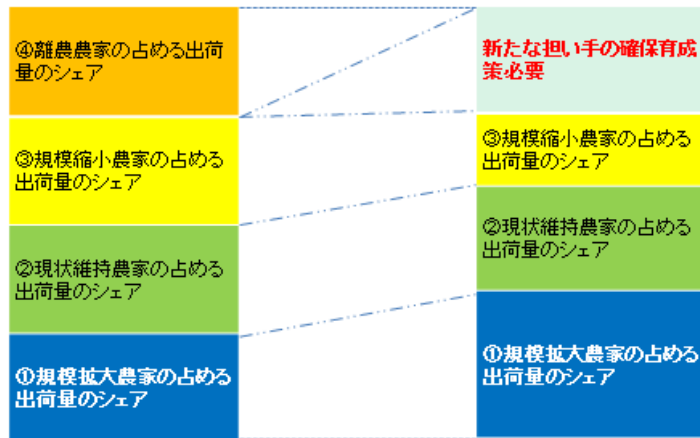
守るべき農地をみんなで守る

外部からの新規就農者を確保

産地における生産構造分析のイメージ

現在の生産構造

5年後及び10年後の生産構造



- ・ふるさと回帰支援センターにおける移住相談件数の増加(半数は20~30代)
- ・49歳以下の若い就農者は2万人前後で推移(新規参加者は10年前と比べ2倍以上に増加)
- ・若者は農村に大きな魅力を感じている
- ・愛知県農業大学校学生の約7割は非農家出身
- ・愛知県の新規就農者の約4割は新規参加者

背景にあるのは

- ・若者の価値観の多様化
- ・都市部での雇用環境の悪化
- ・インターネットやSNSの普及
- ・地域おこし協力隊事業の広がり
- ・新規就農支援事業などの担い手対策

生産構造分析とは:

- ①まず、各産地において、農家ごとの経営規模、経営主の年齢、後継者の有無、現在の出荷量などを把握
- ②次に、産地関係者が集まり、各農家の5年後と10年後を客観的に判断し、規模拡大農家、現状維持農家、規模縮小農家、離農農家の4区分に分けて、農家ごとの5年後と10年後の出荷量を客観的に予測
- ③そして、その出荷量を積み上げて、産地の将来の生産力を予測。文字どおり、産地の生産構造を分析

成否を分けるポイントは?

魅力ある地域づくり
何とかしたいと行動を起こすこと

令和4年新規就農者調査結果（49歳以下）

新規自営農業就農者：家族経営体の世帯員（**農家からの就農**）

新規雇用就農者：調査期日前1年間に新たに法人等に常雇いとして雇用されることにより、農業に従事することとなった者

新規参入者：土地や資金を独自に調達し、調査期日前1年間に新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者

	計	就農形態別		
		新規自営農業就農者	新規雇用就農者	新規参入者
平成26年	21,860	13,240	5,960	2,650
令和4年	16,870	6,500	7,710	2,650

新規就農者数は、平成27年（7年前）をピーク（23,030人）とし、その後減少傾向
農家からの就農者のシェアは、平成26年60.6%から令和4年38.5%に減少

非農家からの就農者のシェアが60%を超える

非農家からの就農者のうち、**新規雇用就農者の占めるシェアは74%（約3/4）**

新規参入者は、8年前と同数

根幹は「魅力ある地域づくり」



担い手不在、担い手不足地域



集落全員で農地を守る



地域に若者がいなければ



Uターン、Iターンにより
若者を地域に呼び込む



そのために必要なことは？

担い手の確保育成

農地利用の最適化

担い手の確保育成、農地利用の最適化は、「魅力ある地域づくり」の上に成り立つ

魅力ある地域づくり

「魅力ある地域づくり」とは？

夢を語るができる活動

地域の人たちが生き生きとして、楽しく活動すること

周りにも楽しい雰囲気や伝わる→若い人たちを地域に呼び込むことにも繋がる

大前提は「地域の話し合いによる合意形成」

しかし

多くの地域で合意形成がなかなか進まない

なぜ？

将来の展望が拓けない

儲かる展望が拓けない

地域ブランドの創出

「地域の顔」となる「地域ブランド」を創り出す
→地域に誇りが持てる

水田+畑地も考える



地域をじっくり見つめ直す

「珍しさ」「健康」「アンチエイジング」等をキーワードとし、地域に適した作目絞り込み



どこへ、どのように販売していくのか

売り先を確保し、契約栽培や契約取引をすれば、通常以上の利益確保が見込める

消費者に応援してもらおう

目指すのは「消費者に応援してもらえる地域づくり」

地域内住民、地域出身者、地域に関心を寄せる人たちに応援してもらおう

自分たちの地域の想いを日常的に発信して消費者を地域に呼び込む活動、地域に関心を寄せる消費者に地域ブランドの付加価値を評価してもらおう取組が重要

何とかしたいと具体的な行動を起こそう

費用はいくらかかるのか

設立費用は、すべて自分で設立手続きを行う場合、定款認証手数料、登録免許税等で12万円程度必要。設立後は、利益が発生していなければ、法人住民税（均等割のみ）及び消費税が該当。（法人税、法人住民税（所得割）及び法人事業税の負担はない）

時期	区分	概要
設立時 (すべて自分で 設立する場合)	定款認証手数料	5万円(電子定款認証は手数料0円)
	登録免許税	6万円
	証明書類の取得等	定款の謄本費用:2千円程度 印鑑証明書交付手数料:千円程度 代表者印代金:千円くらい~ 履歴事項全部証明書:500円/通
設立後	法人税	所得×15%(800万円以下) 23.2%(800万円超)
	法人住民税 (県民税・市町村民税)	所得割(県1%、市町村6%) 均等割(県21,000円、市町村50,000円)*愛知県の場合
	法人事業税	所得×3.5%(又は5.3%、7%)
	消費税	基準期間における課税売上高 1千万円以下:免税 1千万円超5千万円以下:簡易課税適用

「非営利型法人」の要件は？

一般社団法人は、定款の定めによって非営利性を徹底することにより「非営利型法人」に該当すれば、法人税法上、公益法人等として取り扱われ、収益事業にのみ課税される。

	非営利性が徹底された法人	共益的活動を目的とする法人
定義	その行う事業により利益を得ること又は得た利益を分配することを目的としない法人であって、その事業を運営するための組織が適正であるもの	会員に共通する利益を図るための事業を行う法人であって、その事業を運営するための組織が適正であるもの
要件	<p>次のすべての要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 剰余金の分配を行わない旨の定めが定款にあること ② 解散時の残余財産を国・地方公共団体・公益法人に帰属させる旨の定めが定款にあること ③ 剰余金の分配など定款の定めを反する行為を行っていないこと ④ 理事及びその理事の親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下であること 	<p>次のすべての要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 会員相互の支援、交流、連絡その他の会員に共通する利益を図る活動を行うことをその主たる目的としていること ② 会員が会費として負担すべき金銭の額の定め又は当該金銭の額を社員総会の決議により定める旨の定めが定款にあること ③ 特定の個人又は団体に剰余金の分配を受ける権利を与える旨及び残余財産を特定の個人又は団体（国・地方公共団体等は除く）に帰属させる旨の定めがないこと ④ 理事及びその理事の親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下であること ⑤ 主たる事業として収益事業を行っていないこと ⑥ 特定の個人又は団体に特別の利益を与えないこと

一般社団法人の運営イメージ

目的

守るべき農地を守るため、管轄地域内の農地利用の最適化と担い手の確保育成を通じて、会員に共通する利益を図る活動を行う

構成員

- ・理事3名
うち1名が代表理事
 - ・監事1名
 - ・役員以外の設立時社員
 - ・法人の農業経営に常時
従事する会員(従業員)
 - ・上記以外の会員
- 代表理事及び法人の農業経営に
常時従事する会員(従業員)の社会
保険料の2分の1を法人が負担

事業

- ・農地バンクからの農地借受事業
- ・地域資源(農地)管理事業
- ・農業経営事業
- ・特定農作業受委託事業
- ・中山間地域等直接支払交付金事業等
- ・前各号に付帯又は関連する一切の事業
- ・その他当法人の目的を達成するために必要な事業

農地利用

直接経営

特定農作業受委託

保全管理

収益

農産物販売収入

費用

資材費、燃料費等生産費
常時従事する者の社会保険料
生産販売に関わった者の報酬・給料

利益

法人としての利益(所得)は発生しない(させない)

一般社団法人のメリット・デメリット①

一般社団法人やNPO法人も農地を借りて農業をすることができる。認定農業者にもなれる。

	一般社団法人 (非営利型)	農事組合法人	株式会社
根拠法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	農業協同組合法	会社法
資本金	—	あり	あり
構成員	社員2名以上 (実質4名以上)	農民3名以上	1名以上
事業の制限	制限なし	農業経営法人の場合、 農業・農業関連事業に 限定	制限なし
法人課税	収益事業のみ課税	全所得課税 (従事分量配当15%、19%)	全所得課税 (15%、23.1%)
登録免許税	6万円	非課税	資本金の額の7/1000 (15万円に満たない場 合は15万円)

一般社団法人のメリット・デメリット②

	一般社団法人 (非営利型)	農事組合法人	株式会社
定款認証	必要 (電子定款手数料0円)	不要	必要
組織変更	他の法人形態への 変更不可	株式会社又は一般社団 法人に変更可	農事組合法人への 変更不可
自作希望農家 の対応	特定農作業受委託	法人名義で販売	—
中山間・多面 的等の取組	受け皿になれる	想定していない	—
機構集積 協力金	非課税	課税	課税
商工業者の 基金出資	可(定款に位置づけ)	不可	—

中山間地域等条件に恵まれない地域で、「農地を守る」「地域農業を守る」「集落を維持する」ことを目的とするなら、一般社団法人（非営利型）が最適である！

「地域まるっと中間管理方式」取組一覽

	A	B	C	D	E	F	G	H
所在地	豊川市	豊田市	小浜市	紫波町	日南町	津山市	奈良市	西和賀町
設立	H30.6	H31.1	H30.5	R2.8	R2.12	R3.4	R3.8	R3.9
地域区分	中間	山間	平地	中間	山間	平地～山間	山間	山間
法人化支援事業	—	○	—	○	—	○	○	—
集積面積(ha)	34.5	8.5	71.1	46.2	70.4	17	22.3	62
機構から農地借受	○	○	○	○	○	○	○	○
地域資源管理	○	○	○	○	○	○	○	○
農業経営	○	○	○	○	○	○	○	○
農作業受委託	○	○	○	○	○	○	○	○
中山間地域等直接支払	—	○	—	○	○	—	○	○
多面的機能支払	—	—	○	—	○	—	—	○

一般社団法人太良庄莊園の郷

小浜市太良庄地区の概要

若狭湾に面する小浜市にあり、稲作主体の農家が大部分を占め、水田地帯が一面に広がる
平地農業地域

世帯数:67 人口:260人 水田:73.5ha
1つの農事組合法人と4人の認定農業者がいるが、分散したほ場で耕作を行っている
高齢化が進行、後継者不在の認定農業者も有

課題と取組経過

- ①担い手が耕作を続けられなくなった場合、スムーズに次の担い手に引き継いでいけるか
- ②農道や水路の補修、清掃、獣害防止柵の維持管理などを農家だけで守っていけるか

農地利用最適化推進委員を務める地区のリーダーがインターネットで「地域まるっと中間管理方式」を知り、その仕組みを学んで地区に提案
リーダーは、「うちの地域にぴったりの仕組み。ある農家が離農する場合でも、配分計画を変えずに法人内の利用調整だけで他の担い手にスムーズに引き継げる。地区が直面している課題に対してこれほど適切な解決方法は他にない」と確信

「太良庄莊園の郷」の概要

H30.5 設立(全国初)

会員 41名(個人40、法人1)

代表理事 個人の認定農業者

集積面積 71.1ha(集積率97%←86%)

会費 個人1,500円、法人5,000円

運営資金 耕作者 500円/10a

地域集積協力金は積立金として特別会計へ

直接経営 1ha(そば)

特定農作業受委託契約 30名

認定農業者 4名(1法人を含む)

兼業農家 8名

地区外耕作者 11名など

営農部門:直接経営、農地の利用調整

保全部門:農地や農道など地域資源の保全

「太良庄莊園の郷保全隊」が担う

多面的機能支払交付金

ポイント

- ①法人設立後、7haを経営する認定農業者が亡くなったが、法人に利用権があり、スムーズに次の担い手に引き継げた
- ②毎年、特定農作業受委託契約を変更して集約化を推進